

新型コロナウイルスワクチン接種地域医療体制確保協力金支給事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集団接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種が困難な方(以下「接種困難者」という。)の自宅に、接種を目的に訪問した市内医療機関に対し、新型コロナウイルスワクチン接種地域医療体制確保協力金(以下、「協力金」という。)を支給することにより、感染者を抑え、地域医療体制の維持・充実に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 協力金の支給対象は市内医療機関とする。

(対象期間)

第3条 協力金の申請及び支給の対象となる期間は、令和3年(2021年)年7月16日から令和4年(2022年)3月31日までとする。

(支給額)

第4条 協力金は、市内医療機関に対し予算の範囲内において、接種一人当たり5,700円を支給する。

(申請)

第5条 市内医療機関は、協力金の支給を受けようとするときは、様式第1号による報告書その他市長が定める資料を添えて市長に提出しなければならない。

(支給)

第6条 市長は、市内医療機関より前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは協力金を支給する。

2 市長は、前項の審査により、協力金の支給を決定したときは、様式第2号により市内医療機関に通知する。

(協力金の取消し及び返還)

第7条 市長は、市内医療機関が、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとする。

2 前項の取消しを行う場合において既に協力金を支給しているときは、市長は期限を定め、協力金の返還を命ずる。

(検査及び報告)

第 8 条 市長は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて市内医療機関に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

2 市内医療機関は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）9 月 22 日から施行し、令和 3 年（2021 年）7 月 16 日に遡及して適用する。